

# 縁(ゆかり)通信

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

2月「如月」節分も終わり旧正月と言ったりしますね、昔であれば新年の始まり～だったのですが、今はどちらかと言うと「2月は逃げる」という感覚であつという間に終わりそうです。

**キーワード**『便利になるけど、注意してね!』

**どこの本籍地でも戸籍謄本が取れる!**

(前回までのあらすじ)秋子是由花里に「他に相続人がいるかもしれない」と言われ憤慨するが、確かに証明ができないことに気が付いた……

秋子「相続人を調べないとダメなんだね、それで戸籍謄本が必要ってことは分かった」

由花里「すごい、理解が早い!」

秋子「いやいや言ってることは分かったけどね、そんなに簡単に出来るの?」

由花里「それは人によって違って来る、簡単な人もいれば、難しい人もいるよ」

秋子「なにそれ、母の花子はどっちなの?」

由花里「うーん調べてみないと分からないけど……花子さんが本籍を何回変えたのか知ってる? 生まれたときの本籍や結婚した時の本籍なんかも分からないよね?」

秋子「えっ💧そんなの知らないよ〜」

由花里「そうでしょ! 引っ越しの度に本籍を変更していたり理由は色々あるけど、本籍を何度も変更していたら、それだけ戸籍謄本も多くなるんだよ」

秋子「そうなんだ、聞いているだけで面倒くさいね(笑)」

でも、役所の窓口でもらえば良いんでしょ? この前、戸籍謄本取って来たよ、今はマイナンバーカードがあればコンビニでもできますよって教えてもらったから、次からはそうしようと思ったんだ」

由花里「便利になったよね、秋子の本籍は、住んでいる市にあったんだね!

花子さんは亡くなっているからマイナンバーカードは使えないし、本籍が遠い場合は窓口では取得できない(……はずが出来るようになるんだよ〜〜)」

秋子「がくっ、結局は取れるんだ(笑)」

由花里「今までは取れなかったんだけどね、でも注意ポイントがいくつかあるので、教えるね。それから、役所で取得した戸籍が生まれてから亡くなるまでの「一連」の戸籍かどうか見てくれるのかは分からないんだよ」

秋子「そこ見て欲しいけどなーところで、それってもう始まっているの?」

由花里「もうすぐ、はじまるよ〜♪」

令和6年3月1日から「広域交付制度」が始まります

## 朗報です ✨ ✨ ✨ 戸籍の取得が便利に！

### ① どこでも

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口に請求できます！

### ② まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にまとめて請求できます！

### 注意ポイント！

● 戸籍謄本を請求できる人が、市区町村の戸籍担当窓口に行く必要がある

⇒ 郵送や代理人の請求はできない、役所の開庁時間内に行く必要あり



● 窓口に行く人の顔写真付きの身分証明書が必要

⇒ 運転免許証、マイナンバーカードなどの提示が必要

● コンピュータ化されていない戸籍は請求できない

⇒ 古い戸籍は取得できない可能性がある

● きょうだいの戸籍は請求できない

⇒ 相続ではきょうだいの戸籍も必要だが、請求できない

戸籍謄本の取得が便利になりそうです

**本人しか請求できない・きょうだいの分は取得できない点は特に要注意**



(参考資料: 戸籍の証明書の請求が便利になります 法務省民事局)

戸籍謄本が必要な方は、ぜひ上手に活用してくださいね。来月もお楽しみに～♪

### 【編集後記】

札幌の2月と言えば「さっぽろ雪まつり」でしょう。今年は世界中からたくさんの観光客が街に溢れて国際色豊かでした、私には見飽きた雪も「お～～～」と言いながら雪にダイブして大喜びです。

できれば、お土産にお持ち帰りいただきたいものです 🍡

発行 行政書士 塩崎由花里事務所

所在地 〒003-0029 北海道札幌市白石区平和通2丁目北1番9号

電話番号 090-8279-6075 011-595-8178 FAX 番号 011-595-8179

お問合せメールアドレス [info@shiozakiyuari.com](mailto:info@shiozakiyuari.com) HP <https://shiozakiyukari.com/>

遺言書の書き方が知りたい・相続の手続きは誰に頼めば良いのか分からない

忙しくて時間がない！ そんな女性とシニアの悩みを解決します！